

令和6年2月20日

感染性廃棄物収集運搬及び処理業務委託仕様書

埼玉県済生会鴻巣病院

本仕様書は、社会福祉法人^{財団}済生会支部 埼玉県済生会鴻巣病院（以下「甲」という）から排出される感染性廃棄物の収集運搬及び処理業務の仕様を定めるものであり、受託者（以下「乙」という）は本仕様書に基づき、誠実に業務を履行するものとする。

第1条（業務名）

感染性廃棄物収集運搬及び処理業務委託

第2条（履行場所）

〒365-0073 埼玉県鴻巣市八幡田 849 埼玉県済生会鴻巣病院
（併設施設である鴻巣介護老人保健施設このとりを含む）

第3条（履行期間）

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（1年）

第4条（業務内容）

乙は、甲から排出される感染性廃棄物について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令等に従い、病院関係者立会いのもと廃棄物保管庫から搬出し、中間処理場まで積み替え・保管及び区間委託することなく運搬し、適正に処理するものとする。なお、業務範囲については感染性廃棄物を処理するために必要な専用容器の発注納品の手配（乙の負担）から最終処分完了までにかかる全ての業務を対象とする。

第5条（感染性廃棄物の種類）

- 1 血液等
- 2 手術等に伴って発生する病理廃棄物
- 3 血液等が付着している鋭利なもの
- 4 病原微生物に関連した試験管など検査等に用いられるもの
- 5 その他血液等が付着しているもの
- 6 汚染物若しくはこれらが付着したもの又はその恐れがあるもので①から⑤に該当しないもの
- 7 その他、感染性廃棄物に準じて処理されるべきもの

第6条（処理予定数量）

1 甲が、乙に処理を委託する年間予定処理数量は以下のとおりとする。

(1) 埼玉県済生会鴻巣病院 80,000 kg

(2) 鴻巣介護老人保健施設 こうのとり 40,000 kg

※上記の予定処理数量は直近1年間の実績に基づき算出したため変動する可能性がある。

2 プラスチック容器及びダンボール容器毎の年間予定処理数量は以下のとおりとする。

(1) 埼玉県済生会鴻巣病院

廃棄物の種類	容器の種類	数量
廃プラスチック類	70ℓダンボール容器	9,000個
感染性廃棄物	70ℓダンボール容器	300個
感染性廃棄物	50ℓプラスチック容器	100個
感染性廃棄物	20ℓプラスチック容器	700個
感染性廃棄物	13ℓプラスチック容器	15個

(2) 鴻巣介護老人保健施設 こうのとり

廃棄物の種類	容器の種類	数量
廃プラスチック類	70ℓダンボール容器	3,800個

※上記の予定処理数量は直近1年間の実績に基づき算出したため変動する可能性がある。

第7条（使用容器の指定等）

廃棄物用の容器は甲が指定したものを使用するものとし、乙は責任をもって必要数を調達し、甲が指定した場所に供給しなければならない。なお、これに要する費用は業務委託料の中に含めるものとする。

1 70ℓダンボール容器（容器内のビニール袋含む）

(1) 容器は当院で使用しているスタンドとの互換性を考慮し、「70ℓバイオハザードマーク付きダンボール（サイズ指定）」と「70ℓバイオハザードマークなしダンボール（サイズ指定）」とする。

(2) 大きさは概ね以下のサイズを標準とする。

縦 420mm 横 415mm 高さ 435mm（70ℓタイプ）

(3) 組立形状は直方体とし、現状の容器と同レベル若しくはそれ以上の材質にて、感染性廃棄物の収集運搬に耐える十分な強度を有するものとし、同容量以上の肉厚ポリ袋をつけること。

(4) 感染性廃棄物用の容器には「固形物」を示す「橙色」のバイオハザードマーク及び回収業者名が明確に印字されていること。

(5) 廃プラスチック類用の容器には回収業者名が明確に印字されていること。

2 20ℓ・50ℓ・13ℓ プラスチック容器

- (1) 容器は当院で使用しているスタンドとの互換性を考慮し、三甲株式会社が製造する感染性廃棄物専用容器「メディカルペール」である「三甲(株)20ℓ プラスチック容器 サンペール K# 20」、「三甲(株)50ℓ プラスチック容器サンペール K# 50」、注射針用として、「三甲(株)セーフボックス 13ℓ」を使用する。
- (2) 容器の色は白色であり、「鋭利物」を示す「黄色」のバイオハザードマーク及び回収業者名が明確に印字されていること。

第8条 (資格要件等)

- 1 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条の4第1項の規定に従い、甲に係る処理に関する全ての許可を受けた特別管理産業廃棄物処理業者でなければならない。
- 2 特別管理産業廃棄物の処分について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条の4第6項の規定により、甲に係る処理に関する全ての許可を受けた業者でなければならない。
- 3 乙は、処分業者の分も含め、特別管理産業廃棄物処理の許可を受けたことを証明する書類を甲に提出し、その確認を受けなければならない。契約後、変更があった場合も同様とする。

第9条 (入札参加資格)

1 収集・運搬

- (1) 病床数400床以上の病院での契約継続実績が2件以上あること。
- (2) 感染性廃棄物収集運搬業者、中間処理場及び最終処分業者については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条の4第1項の許可を受けたものであること。
- (3) 中間処分場、最終処分場がグループ企業等で一貫して厳格な処理がなされること。

2 中間処理

- (1) 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処分業の許可を有し、有効期限内であること。
- (2) 中間処理後の最終処分が必要な場合は、必ず最終処分場との業務提携を交わし、かつ有効期限内であること。
- (3) 委託する品目「感染性廃棄物」および「廃プラスチック類」の処分許可を有していること。
- (4) 中間処理施設は1日あたり20t以上の感染性廃棄物の中間処理を行える焼却炉もしくは熔融炉を同一敷地内に2基以上を有していること。
- (5) 委託する廃棄物のリサイクル(再資源化)に務めること。
 - ・サーマルリサイクルシステム、路盤材利用、滅菌燃料化、油化等
- (6) ISO14001もしくはエコアクション21の認証取得を有し、有効期限内であること。

3 最終処分（埋め立て処理の場合）

- (1) 産業廃棄物処分業（最終処分）の許可を有し、かつ有効期限内であること。
- (2) 中間処分場から委託する許可品目「燃え殻」および「ばいじん」の処分許可を有していること。
- (3) 焼却灰の埋立処分による長期的な厳格管理がなされていること。
- (4) 遮水工は、多層遮水工を採用している施設であること。
- (5) ISO14001 もしくはエコアクション 21 の認証取得を有し、有効期限内であること。

第10条（収集運搬に関する事項）

乙は、甲から排出される感染性廃棄物が、適正に収集運搬されるよう次のとおり実施するものとする。

- 1 廃棄物保管庫からの搬出にあたっては、病院担当者立会いのうえ、数量及び容器の破損や内容物の漏出等がないか確認すること。
- 2 収集回数は、原則として週3回（月曜日、水曜日、金曜日を基本）とし、甲からの臨時的に要請があった場合にはこれに応じなければならない。なお、搬出時間は甲乙協議のうえ決定するものとする。
- 3 感染性廃棄物の収集運搬にあたっては、飛散・漏出させないよう専用の冷蔵冷凍車（許可番号を表示したもの）を使用するものとし、収集運搬に伴う悪臭、騒音・振動等を生じる恐れのないよう必要な措置を講じること。
- 4 感染性廃棄物は、処理容器に収納したまま取り扱うものとし、万一に備えて収集運搬車両には次亜塩素酸ナトリウム等の消毒剤及び消火器等を備えておくこと。
- 5 収集運搬にあたっては、車両が空車の状態から感染性廃棄物を積み込むこととし、積み込み後は他施設等によることなく速やかに中間処理施設へ搬入するものとする。
- 6 乙は、甲から委託された感染性廃棄物の積替え保管をしてはならない。ただし、特別の事由が発生した場合はこの限りではない。この場合、法令等を遵守しつつ甲が承認した範囲内で実施するものとする。

第11条（処分に関する事項）

- 1 甲から排出された感染性廃棄物は、法令等に基づき焼却による中間処理をおこなうものとする。中間処理後の残渣物は、関係法令等に基づき許可を受けた最終処分場において、原則として埋め立て処分するものとする。
- 2 中間処理施設は、廃棄物保管庫から概ね半径 50 km 圏内に位置する施設に限るものとする。

第12条（損害賠償責任）

乙は、甲から委託された感染性廃棄物を、その受け入れから処分の完了まで、法令に基づき適正に管理する責任を負う。受託者の責めに帰すべき事由による衛生管理上の欠陥等により、甲又は第三者に損害を与えたときは、受託者がその責を負うものとする。

第13条（費用区分）

- 1 院内保管において必要な物は甲負担とする。
- 2 70ℓダンボール容器及び20ℓ・50ℓ・13ℓプラスチック容器、産業廃棄物管理票（マニフェスト：直行用）、上記甲負担を除き、感染性廃棄物の収集運搬及び処理、その他業務を実施するにあたり必要な経費（最終処分にかかる費用及び産廃税等含む）は全て乙の負担とする。

第14条（再委託の禁止）

乙は、委託された業務を第三者に再委託してはならない。

第15条（守秘義務）

受託者は、業務上知り得た病院及び患者の秘密を第三者に漏らしてはならない。

第16条（業務遂行上の注意事項）

- 1 甲の業務に支障を及ぼさないよう留意すること。万が一、業務に支障が生じる恐れがある時、または事故等発生したときは、速やかに甲へ連絡すること。
- 2 作業員が業務に従事するときは、作業服及び名札を着用させ、服装等は清潔を保持させること。
- 3 作業員には、感染性廃棄物の適正処理に必要な知識・技能等を習得させ、感染予防対策の徹底に努めること。
- 4 乙は、現場責任者を選出し、その氏名等を甲に届け出ること。

第17条（協議事項）

この仕様書に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。ただし、軽微な事項については甲の指示に従うものとする。

以上